

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第7号

新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例施行規則（平成16年新潟県規則第9号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県民税の均等割の課税免除の申請) <b>第2条</b> 条例第2条第1項の規定により県民税の均等割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第53条第1項又は第31項</u> の規定による申告書の提出期限までに、別記第1号様式による県民税の均等割課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。	(県民税の均等割の課税免除の申請) <b>第2条</b> 条例第2条第1項の規定により県民税の均等割の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） <u>第53条第1項又は第19項</u> の規定による申告書の提出期限までに、別記第1号様式による県民税の均等割課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。